

京都市告示第565号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月10日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	静市緯40号線	左京区静市市原町862番地の15地先 同町862番地の9地先	点	
2	岩倉201号線	左京区岩倉下在地町31番地地先 同町34番地の6地先	点	
3	松尾御陵経53号線	西京区御陵内町12番地の6地先 同町12番地の10地先	点	
4	向島緯115号線	伏見区向島二ノ丸町151番地の117地先 同町151番地の106地先	点	
5	羽束師経174号線	伏見区羽束師鴨川町7番地の3地先 同町7番地の5地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)